様式第20号(第18条関係)

弁明の機会付与公示通知書

　　不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しないので、行政手続法第31条又は出雲市行政手続条例第29条の規定により、次のとおり公示します。

　　なお、不利益処分の名あて人となるべき者に対しては、弁明の機会付与通知書をいつでも交付するので申し出てください。

　　　　　　年　　月　　日

行政庁

|  |  |
| --- | --- |
| 弁明の件名 |  |
| 不利益処分の名あて人となるべき者の氏名 |  |
| 不利益処分の名あて人となるべき者の住所 |  |
| 弁明書の提出先 |  |
| 弁明書の提出期限 |  |
| 弁明に関する事務を所掌する組織の名称及び場所 |  |
| 口頭による弁明の機会付与の有無 |  |
| 口頭による弁明の機会付与の日時 |  |
| 口頭による弁明の機会付与の場所 |  |

　　この掲示を始めた日から起算して2週間を経過したときに、弁明の機会付与通知書の送達があったものとみなされます。